

1 【審議】国民健康保険料（税）水準の統一化に向けたロードマップ（工程表）について

- (1) 県では、国民健康保険料（税）水準の統一化に向けた工程表（ロードマップ）を今年度中に策定することとしています。
- (2) 前回の本協議会（令和 4 年 12 月 20 日）において御報告しましたとおり、国保運営連携会議の各部会（財政部会・事務処理標準化部会・収納対策部会）において、本県における保険料（税）水準の統一に向けた現状と課題を 7 点にまとめ、議論・検討を行ってきました。
- (3) その後、令和 5 年 1 月 27 日開催の国保運営連携会議において、最終的な工程表（案）について協議し、決定したところです。
- (4) 本協議会において、工程表（案）について審議をお願いいたします。

【参考】これまでの経過

年 月	各 部 会	国保運営連携会議	国保運営協議会
令和4年4月～10月	課題ごとの協議・検討 → 工程表（素案）の検討		
～ 令和4年11月	工程表（素案）の決定	【R4.11.29開催】 工程表（素案）の提示・協議	
令和4年12月	工程表（案）策定に向けた検討		【R4.12.20開催】 保険料（税）水準の統一に係る 検討状況の報告
令和5年1月	工程表（案）最終確認	【R5.1.27開催】 工程表（案）の協議・決定	
令和5年2月			【R5.2.10開催】 工程表（案）の審議・決定

2 「国民健康保険料（税）水準の統一化に向けたロードマップ（工程表）（案）」の概要 ※工程表（案）は、【資料2-2】を参照。

(1) 現状

- 統一に向けた課題・検討項目が多岐にわたり、具体的な検討に着手できていない項目もあるため、現時点で「本県の保険料（税）水準の統一の在り方として、具体的にどのようなものを目指すのか」を定めることは困難。

(2) 現時点から令和7年度まで

- 医療費指数反映係数「 α （アルファ）」を毎年度低減していき、令和8年度に「 $\alpha = 0$ 」とすることを目指す。
- 事務処理の標準化については、可能なものから随時実施していく。
- 県内市町村の「保険料（税）率の一本化」を前提として、各種課題の検討及び調整を深化させていく。

なお、「保険料（税）率の一本化」が難しい場合であっても、可能な限り多くの項目について一体的な運用ができるよう調整を図り、「『宮城県版』保険料（税）水準の統一」の具体化を図っていく。

(3) 令和8年度から令和11年度まで

- 令和8年度に「納付金ベースの統一（ $\alpha = 0$ ）」を達成。
- 調整未了の項目について引き続き調整の上、令和11年度までに「『宮城県版』保険料（税）水準の統一」の内容について決定していく。
「保険料（税）率の一本化」を実施する場合には、各市町村において保険料（税）率の改定に向けた移行・周知期間としていく。

(4) 令和12年度以降

- 「『宮城県版』保険料（税）水準の統一」の実施。

3 今後の主要な検討テーマ

- 標準保険料率算定における以下の項目について要検討。
 - ◆ 市町村の個別の収入（例：保険者努力支援交付金（取組評価分））の取扱い（県一括の収入）。
 - ◆ 収納率の取扱い（県統一の収納率の採用）。 など

1 国民健康保険料（税）水準の統一の必要性

- (1) 国保の都道府県単位化に伴い、国では、将来的な国民健康保険料（税）水準の統一に向け、県と市町村との間で計画的・継続的な議論を進め、課題解決に向けた取組の実施を求めている。
- (2) 県では、標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表しているが、市町村においては、当該標準保険料率を参考としつつ、市町村それぞれの状況を踏まえて実際の保険料率を決定しているため、被保険者の保険料負担は市町村ごとで異なっている。
- (3) 後期高齢者医療制度や全国健康保険協議会管掌健康保険（協会けんぽ）においては、既に県単位の保険料負担の公平化が実現しており、保険給付が全国共通の制度であることを踏まえれば、本県の国保においても被保険者間の保険料負担の公平性の確保（「保険料（税）水準の統一」）を図るべきと考える。

国保制度の課題

被保険者数の減少 + 高齢化の進行

財政基盤が不安定

・
市町村国保事務
（取扱い）の差異

保険料負担の
公平性の確保

保険料（税）率の一本化

事務の効率化

市町村国保事務の標準化・均一化

2 国民健康保険料（税）水準の統一の定義の類型

- 国では、統一の類型を大きく「納付金（算定基礎額）ベースの統一」と「完全統一」に区分される旨、定義している。

統一の類型		本県の現状	
納付金（算定基礎額）ベースの統一	納付金算定において、市町村の年齢調整後の医療費水準を反映しない (医療費指数反映係数 $\alpha=0$)	令和3年度算定： $\alpha=0.5$ 令和4年度算定： $\alpha=0.4$	
完全統一	都道府県単位で、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準		
	各収入・支出項目を 県単位で算定	保健事業に要する費用 任意給付に要する費用（出産育児諸費・葬祭諸費等） 市町村向け公費（保険者努力支援交付金（取組評価分）等）	各市町村ごとに収入・支出を減算・加算し、 標準保険料率を算定
	算定に使用する 収納率の統一	同じ収納率により、市町村の標準保険料率を算定	第2期県国保運営方針に基づき、算定時点の前年度の 保険者規模別平均収納率により、標準保険料率を算定
	算定方法の統一	保険料算定方式の統一 賦課割合の統一	3方式（所得割・均等割・平等割）で統一済 市町村ごとに差異

3 国民健康保険料（税）水準の統一に係る各都道府県の状況

- 令和3年度からの各都道府県の国保運営方針において、国民健康保険料（税）水準の統一に向けて何らかの目標年度を定めている都道府県は、下表のとおり。

保険料水準の統一に向けた都道府県ごとの状況

厚生労働省資料を一部改変（R4.3.2：全国国保主管課長会議）

都道府県	運営方針への記載状況等
北海道	・納付金ベースの統一：R6年度 ・完全統一：R12年度
青森県	・納付金ベースの統一：R7年度 ・完全統一：引き続き協議
秋田県	・納付金ベースの統一：R15年度 ・完全統一：長期的課題
福島県	・完全統一：R11年度（当分の間、例外措置あり）
群馬県	・納付金ベースの統一：R6年度 ・完全統一：今後協議
埼玉県	・納付金ベースの統一：R6年度 ・市町村毎の収納率を反映した統一：R9年度 ・完全統一：収納率格差が一定程度まで縮小された時点
山梨県	・納付金ベースの統一：R12年度
長野県	・概ね二次医療圏での医療費指数の統一と応益割額の平準化：R9年度

都道府県	運営方針への記載状況等
静岡県	・到達可能な段階の保険料水準の統一：R9年度 ・完全統一：段階的に実施
三重県	・納付金ベースの統一：R5年度 ・完全統一：段階的に進める
大阪府	・完全統一：H30年度（R5年度まで経過措置あり）
兵庫県	・納付金ベースの統一：R3年度 ・完全統一：可能なものから段階的な目標設定を検討
奈良県	・完全統一：R6年度
和歌山県	・到達可能な段階の保険料水準の統一：R9年度
広島県	・市町村毎の収納率を反映した統一：R6年度 ・完全統一：収納率が市町村間で均一化したと見なされる段階
佐賀県	・完全統一：R9年度（R11年度まで経過措置あり）
長崎県	・納付金ベースの統一：R6年度
沖縄県	・完全統一：R6年度

※上記表においては、以下の定義で記載をしている。

- ・納付金ベースの統一：納付金算定に当たって、 $\alpha = 0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること
- ・市町村毎の収納率を反映した統一：統一保険料率をベースに市町村毎の収納率を反映させること
- ・完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること※例外あり

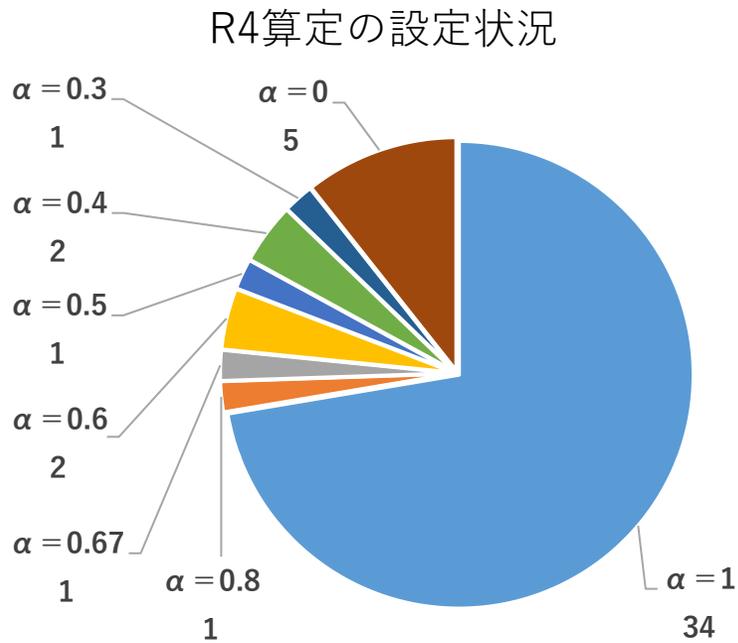
上記の他、

- ・納付金算定において医療費水準の反映を段階的に引き下げることとし、その方針を定めている都道府県（宮城県、福岡県）
- ・保険料算定方式の統一の目標年度を定めている都道府県（茨城県、福井県、鹿児島県）
- ・保険料水準の統一に向けたロードマップを作成することとし、その目標年度を定めている都道府県（神奈川県、愛媛県、熊本県）があり、地域の実情に応じた保険料水準の統一の検討が進んでいる。

4 各都道府県における医療費指数反映係数 α の設定状況

- (1) 医療費指数反映係数 α （アルファ）は、国保事業費納付金の算定に当たって、年齢調整後の医療費水準をどの程度反映するかを調整する係数であり、各都道府県が市町村との協議に基づき、「 $0 \leq \alpha \leq 1$ 」の範囲で設定している。
- (2) 令和4年度事業費納付金算定における各都道府県の α の設定状況については、下表のとおり。
- (3) 本県では、令和5年度事業費納付金における α を「0.3」と設定し、算定を行ったところ。
- (4) 他都道府県でも、国民健康保険料（税）水準の統一に向け、 α の引下げを実施している状況にある。

厚生労働省資料を一部改変（R4.3.2：全国国保主管課長会議）



α	1	0.9	0.8	0.7	0.67	0.6	0.5	0.4	0.3	0
H30都道府県数	40	-	-	1	-	-	2	-	-	4
H31都道府県数	39	1	-	1	-	-	2	-	-	4
R2 都道府県数	39	0	-	2	-	-	2	-	-	4
R3 都道府県数	35	1	1	1	-	1	3	-	-	5
R4 都道府県数	34	-	1	-	1	2	1	2	1	5
			山梨県		埼玉県	青森県 佐賀県	北海道	宮城県 群馬県	三重県	滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県

※ 赤字はR4仮算定においてR3本算定よりも α を引下げて設定している都道府県

$\alpha = 1$
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映

$\alpha = 0$
市町村の年齢調整後医療費水準を納付金の配分に反映しない

納付金（算定基礎額）ベースの統一